

令和2年度「地域の森づくり事業」注意事項（必ずお読みください）

1. 実施要綱補足説明

「緑の募金」の普及啓発とともに、にいがた緑の百年物語県民運動の推進を図るため、啓発効果の高い森づくりや緑化活動に対して助成するもので、にいがた緑の百年物語支部、地域連絡会議、協議会等が対象となっています。

2. 申請に際しての注意事項について

①下記の経費は助成対象外となっています。

- ・ 業者への一括委託での実施（植樹、育樹等）
- ・ 果樹
- ・ 草花購入費及び花壇の造成費
- ・ 通常的に行われる団体の運営経費（事務所借上費、事務費、人件費等）
- ・ 飲食費（但し、作業中の飲料水は対象可。1人100円程度×参加人数）
- ・ 総額3万円を超える作業用具の購入費（下刈機、チェーンソー等の動力。超えた金額は自己負担）
- ・ 総額2万円を超える講師の報償費（超えた金額は自己負担）
- ・ 3mを超える大苗
- ・ 総額3万円を超える啓発看板・標柱費（超えた金額は自己負担）

②植樹事業を行う場合は、原則として啓発看板または標柱を設置してください。助成対象経費となっています。交付決定時に規格及び表示の案内をします。

③苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域にあつたものにしてください。なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

④植樹・育樹面積、苗木の種類・規格・本数・単価を必ず記載してください。

⑤助成金の振込がある場合、実績報告書等に振込口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人記載ページ）を添付してください。

⑥同一年度中に同一箇所で、当員会の助成事業を重複して実施することはできませんのでご注意ください。

3. 完了の報告について

①事業が完了したときは、実績報告書を速やかに、できるだけ年度末間際になることがないように、当委員会に提出してください。

報告書には次の資料を添付してください。

- ・ 助成請求経費にかかる請求書または領収書の写し
- ・ 写真（参加者・作業前・作業中・竣工・標柱）

出来る限り作業前後と同じ場所から状況がわかるように撮影してください。また、参加者数がわかるよう、皆さんで作業をしている写真も添付してください。（集合写真等可）

- ・ 実施位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）

②助成金振込口座・口座番号の確認をお願いします。口座等の記載間違いによる再度の振込については、振込手数料を申請者負担としますので、ご了解願います。

4. 申請内容等の変更について

助成額は、総額が変わらなくとも内容を変更する場合は、事前に連絡願います。

（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
〒950-0965 新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館5F
TEL：025-290-8055 FAX：025-290-8051